

## 【補遺】

### 91 方法の錯誤

最高裁昭和53年7月28日第三小法廷判決

（昭和52年（あ）第623号強盗殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反被告事件）

刑集32巻5号1068頁、判時900号58頁

---

#### □ 解説 □

---

1 方法の錯誤に関し、具体的符合説（具体的法定符合説）は、法益主体の個性を重視し、認識していなかった客体については故意を否定する。これによると、本件では、認識していたAに対する強盗殺人未遂罪と、認識していなかったBに対する強盗致傷罪が成立する。

これに対し、法定的符合説（抽象的法定符合説）は、認識した事実と実現した事実とが同一の構成要件に属する限り、実現した事実についても故意責任を認める。個々の法益主体の違いは重要ではなく、およそ人の死を認識した以上は「人を殺してはいけない」という殺人罪の規範に直面したといえるというのが、その根拠である。判例（関連判例①）は、以前から法定的符合説を採用しており、本判決も、同様の見解に立った。

法定的符合説の中には、1個の客体に結果を生じさせる意思であったときには1個の故意犯のみの成立を認める一故意犯説も存在する（関連判例②参照）。しかし、本判決は、複数の故意犯の成立を認める数故意犯説に立ち、Aに対する強盗殺人未遂罪とともにBに対する強盗殺人未遂罪の成立を認めた。両罪は観念的競合となる（関連判例③参照）。

2 なお、本判決は、Bに対する強盗殺人未遂罪の成立を認めるにあたり、Bの傷害結果の発生およびXの行為との因果関係の存在を理由に挙げている。しかし、殺人未遂罪の成立には、実行の着手があれば足り、傷害の結果発生は不要であるから、仮に本件において鉄がBの近くを通過しただけであったとしても結論は変わらないとの理解が一般的である。